

門川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R 6 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	人 17,240	千円 10,079,611	千円 343,792	千円 1,259,486	% 12.5	% 10.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

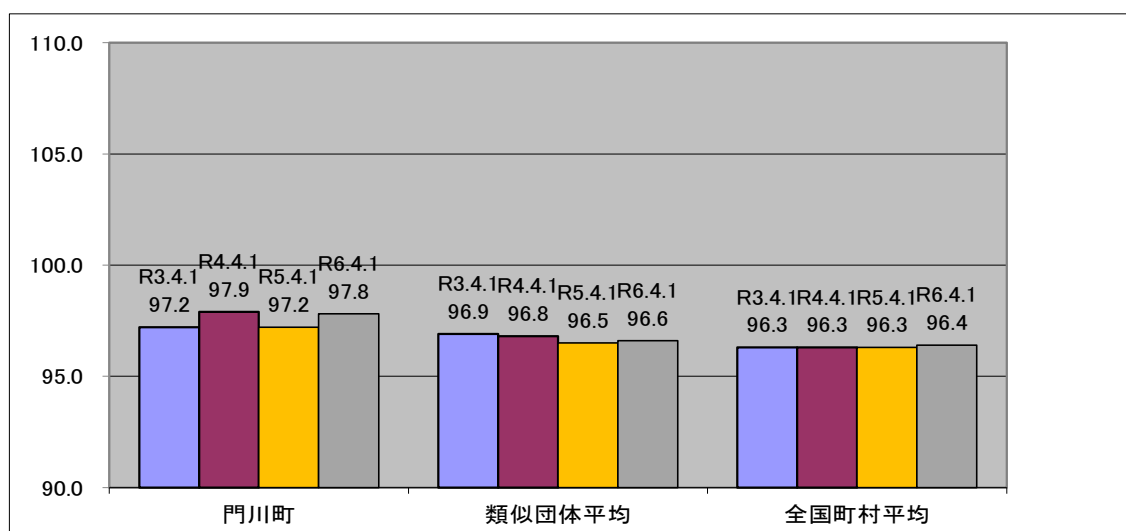
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 144	千円 474,368	千円 58,776	千円 189,841	千円 722,985	千円 5,021	千円 5,755

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ R6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

非該当

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会未設置のため未記入

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
R5年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
R5年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。激変緩和のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施。平成 31 年 4 月 1 日から高齢層の昇格時号給の縮減措置を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R 6 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
門川町	40.0歳	303,200円	341,908円	324,349円
宮崎県	42.4歳	312,200円	376,817円	336,309円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	310,320円	364,026円	339,903円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
門川町	* 歳	5人未満	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
うち 調理員	* 歳	5人未満	* 円	* 円	* 円	調理士	47.9歳	206,100円	*
宮崎県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829人	288,144円	- 円	330,553円	—	—	—	—
類似団体	50.6 歳	7人	287,513円	312,172円	300,727円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
門川町	—	—	—
うち 調理員	* 円	2,743,400円	*

※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、R 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		門川町	宮崎県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	166,600円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	166,600円	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（R 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10～15年未満	経験年数20～25年未満	経験年数25～30年未満	経験年数30～35年未満
一般行政職	大 学 卒	275,961円	365,628円	381,133円	395,050円
	高 校 卒	238,900円	324,000円	349,900円	390,760円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	* 円
	中 学 卒	—	—	—	—

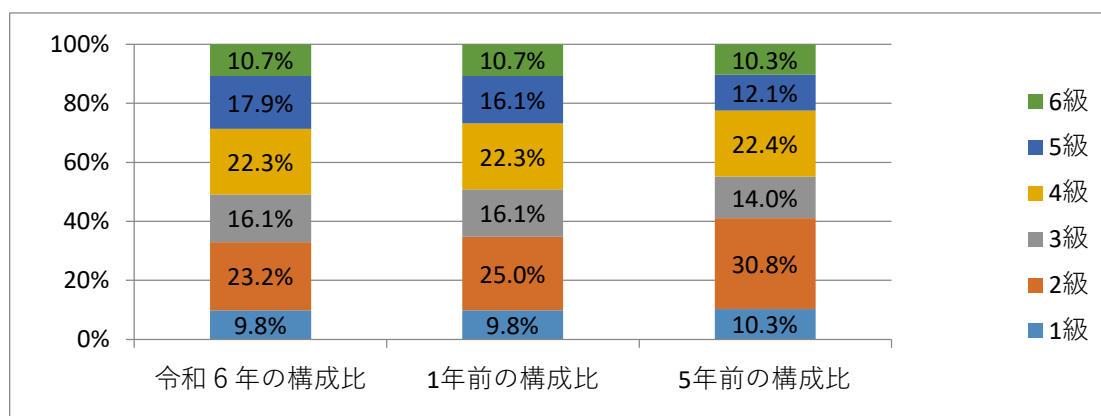
※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R6年4月1日現在）

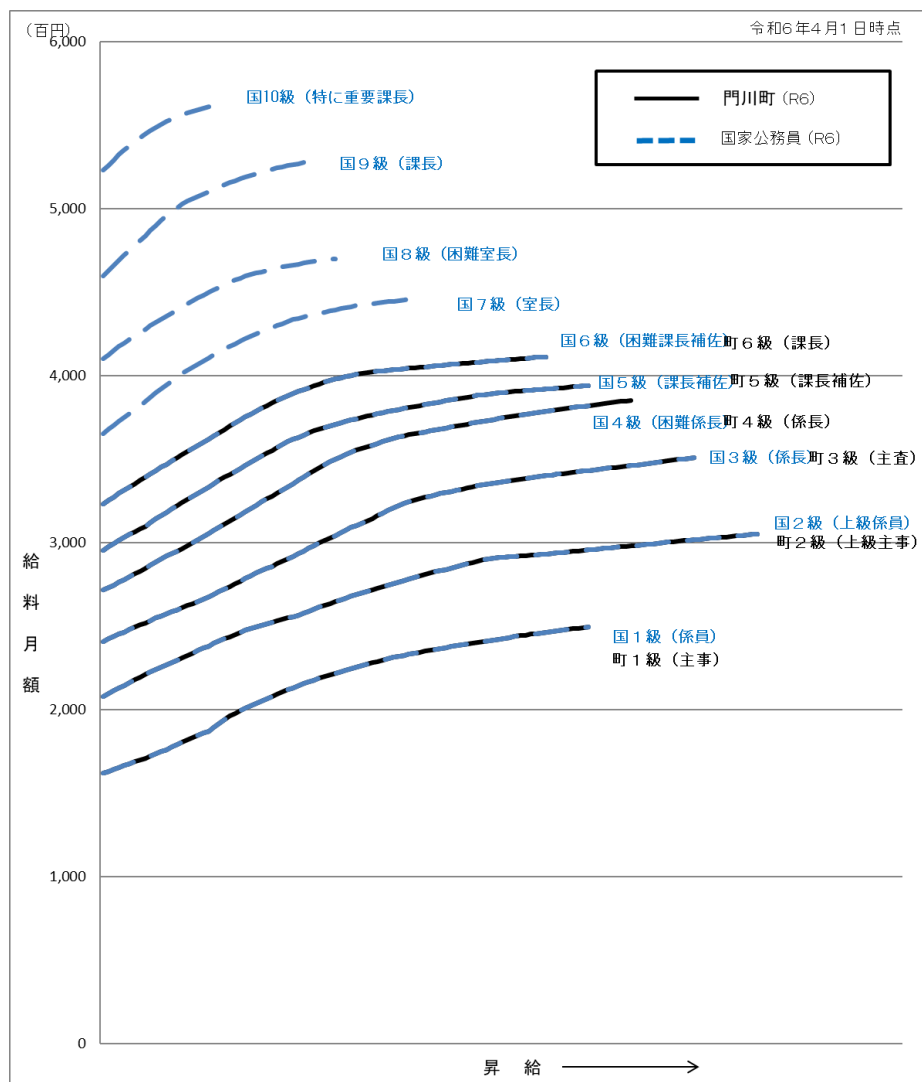
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事、技師の職務	11人	9.8%	162,100円	249,400円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	26人	23.2%	208,000円	305,200円
3 級	1 主査の職務	18人	16.1%	240,900円	351,000円
4 級	1 主幹の職務 2 係長の職務 3 困難な業務を行う主査の職務	25人	22.3%	271,600円	385,200円
5 級	1 参事の職務 2 所長の職務 3 課長補佐の職務 4 困難な業務を行う主幹の職務	20人	17.9%	295,400円	394,000円
6 級	1 課長の職務	12人	10.7%	323,100円	411,300円

- (注) 1 門川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（門川町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

門川町	宮崎県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,372千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,531千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.00月分 (1.40)月分 (0.95)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（門川町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（R6年4月1日現在）

門川町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 (定年前早期退職者特例措置 2～21%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 応募認定・定年 * 千円 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 (定年前早期退職者特例措置 2～45%加算)

※対象となる職員が1名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（R 6 年 4 月 1 日現在） ※支給実績なし

支 給 実 績（R5年度決算）			千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（R 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（R5年度決算）			19,000 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）			4,750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			2.6 %	
手当の種類（手当数）			4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務事務等従事職員の特殊勤務手当	税務事務等に従事する職員	納税義務者等を訪問して行う町税等の差押え及び財産の引上げ等の強制執行の業務	19,000 円	日 額 500 円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病患者や疑いのある患者の救護、伝染病菌を有する又は疑いのある家畜について行う防疫作業	－ 円	日 額 500 円
行旅死亡人の取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	死亡人に接する業務に従事する職員	死亡人の移送、埋火葬等、死亡人に接する業務	－ 円	死体処理 1 件につき 3,000 円
用地買収、家屋移転等の交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	用地買収、家屋移転等の交渉業務に従事する職員	用地買収、家屋移転等の交渉業務	－ 円	日 額 200 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	23,389 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R5 年度決算）	153 千円
支給実績（R4 年度決算）	21,956 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R4 年度決算）	152 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（R 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・職務の級別等により定額	同		7,380 千円	492,000 円
扶養手当	扶養親族がある職員に支給 ・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 10,000 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの 1 人につき 5,000 円加算。	同		14,952 千円	271,845 円

住居手当	住宅を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借家（最高）28,000 円	同		10,578 千円	264,443 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関等利用者運賃等総額を期間で除した金額（但、月額最高 55,000 円）	同		3,961 千円	51,439 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当受給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等及び平日深夜（午前零時から午前 5 時まで）に勤務した場合に支給 ・週休日等勤務 勤務 1 回につき 6,000 円 6 時間を超える勤務は 9,000 円 ・平日深夜 勤務 1 回につき 3,000 円	同		282 千円	23,500 円

5 特別職の報酬等の状況（R6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	734,000円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	591,000円 (- 円)	880,000円	／ 492,000円
報 酬	議 長	298,000円 (- 円)	420,000円	／ 268,000円
	副 議 長	228,000円 (- 円)	360,000円	／ 218,000円
	議 員	208,000円 (- 円)	345,000円	／ 179,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(R5年度支給割合) 3.40月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(R5年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	734,000円×在職月数×41.7／100	14,691,744円	任期毎
		591,000円×在職月数×24.8／100	7,035,264円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

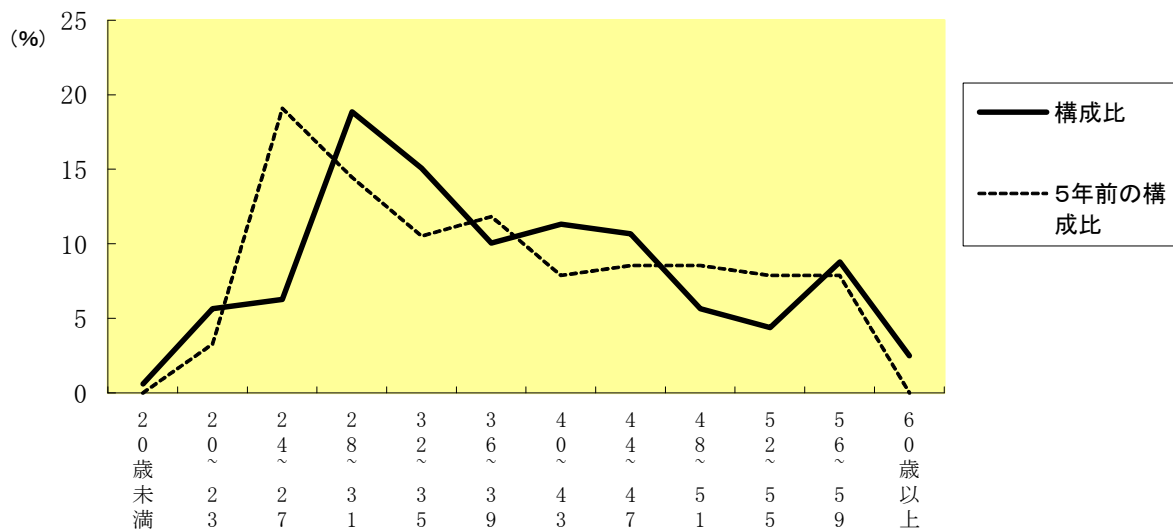
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	(農林水産) 前年度に業務分担見直しに伴い 減員となった職員の補充 (1)
		総 務	42	42	0	
		税 務	10	10	0	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	12	13	1	
		商 工	3	3	0	
		土 木	8	8	0	
		民 生	33	34	1	
		衛 生	15	17	2	
		計	125	129	4	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 74.83人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 77.91人)
	教育部門	15	15	0		
	消防部門					
	小 計	140	144	4	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 83.53人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 95.14人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水 道 そ の 他	5	5	0		
		10	10	0		
	小 計	15	15	0		
合 計			155	159	4	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 92.23人
			[172]	[172]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	9	10	30	24	16	18	17	9	7	14	4	159

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	119	119	119	120	125	129	10 (8.4%)
教育	15	15	15	15	15	15	0 (0.0%)
消防							(-%)
普通会計計	134	134	134	135	140	144	10 (7.5%)
公営企業等会計計	16	17	16	16	15	15	△1 (△6.3%)
総合計	150	151	150	151	155	159	9 (6.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
 3 総合計の () 内の数値は、教育長を除いた職員数。ただし、平成 27 年度より教育長を除いた職員数のみを示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費用に占 める職員給与費比率
R5年度	千円 276,709	千円 70,286	千円 37,615	% 13.6	% 15.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 5	千円 18,821	千円 3,229	千円 7,513	千円 29,563	千円 5,913	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（R6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
門 川 町	38.6歳	322,000円	486,582円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円
事 業 者	一 歳		一 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

門 川 町	団体平均等（政令指定都市を除く市町村）
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,561千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,506千円
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（Ｒ６年４月１日現在） ※支給実績なし

門 川 町			団体平均等（政令指定都市を除く市町村）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	— 月分	— 月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続２５年	— 月分	— 月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709 月分	勤続３５年	— 月分	— 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職者特例措置 ２～２１％加算）			（退職時特別昇給 ）		
１人当たり平均支給額			１人当たり平均支給額 11,058 千円		
— 千円 — 千円					

※対象となる職員が１名の場合は個人が特定されるため、個人情報保護の観点からアスタリスク(*)としている。

- (注) １ 退職手当の１人当たり平均支給額は、Ｒ５年度に退職した職員に支給された平均額である。
 ２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（Ｒ６年４月１日現在） ※支給実績なし

支 給 実 績（Ｒ５年度決算）			千円
支給職員１人当たり平均支給年額（Ｒ５年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（Ｒ６年４月１日現在） ※支給実績なし

支給実績（Ｒ５年度決算）			千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（Ｒ５年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（Ｒ５年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （Ｒ５年度決算）	左記職員に対する支給 単価
			千円	円

オ 時間外勤務手当

支給実績（Ｒ５年度決算）	1,127千円
職員１人当たり平均支給年額（Ｒ５年度決算）	282千円
支給実績（Ｒ４年度）	1,578千円
職員１人当たり平均支給年額（Ｒ４年度決算）	316千円

- (注) １ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（Ｒ６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (Ｒ５年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (Ｒ５年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・職務の級別等により定額	同		540 千円	540,000 円
扶養手当	扶養親族がある職員に支給 ・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 10,000 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの 1 人につき 5,000 円加算。	同		479 千円	239,250 円
住居手当	住宅を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借家（最高）28,000 円	同		516 千円	258,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給 ・交通機関等利用者運賃等総額を期間で除した金額（但、月額最高 55,000 円）	同		134 千円	33,500 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当受給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等及び平日深夜（午前零時から午前 5 時まで）に勤務した場合に支給 ・週休日等勤務 勤務 1 回につき 6,000 円 6 時間を超える勤務は 9,000 円 ・平日深夜 勤務 1 回につき 3,000 円	同		18 千円	18,000 円